

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成 26 年 6 月 20 日公布／平成 27 年 4 月 1 日施行）され，地方公共団体の長は，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた。

1 大綱の定義

大綱は，地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策について，その目標や施策の根本となる方針である。

2 大綱の策定に関する基本的な考え方

大綱の策定について，地方公共団体において，既に教育振興基本計画を定めている場合，その中の目標や施策の根本となる方針を大綱と位置付けることができるものとされているが，本県の教育振興基本計画は，平成 22 年 3 月に策定後，既に 5 年以上が経過していること，また，東日本大震災の発生等により，本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化していることなどを考慮し，現在の教育振興基本計画を土台としつつ，今般の制度改正を踏まえ，総合教育会議において協議し，新たに教育施策の大綱を策定するものとする。

3 大綱の体系（案）

資料 2 - 2 のとおり

※ 「宮城県教育振興基本計画」を土台とし，「宮城県震災復興計画」の教育分野の施策等を取り入れたもの。

4 大綱の策定スケジュール（予定）

平成 27 年 4 月 21 日	第 1 回総合教育会議において大綱の体系（案）を協議
4 月下旬～5 月下旬	大綱（案）の調製
6 月上旬	第 2 回総合教育会議において大綱（案）の協議
6 月中旬	大綱の決定